

## 意見書

平成19年8月23日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部電気通信技術システム課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンク B B 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」に関し、別紙の通り意見を提出します。

## 別紙

このたびは、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に関し、意見募集の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

### 1. 重大な事故報告対象の見直しについて

電気通信事業法施行規則改正案第58条(報告を要する重大な事故)において新たに重大な事故の要件として「品質を低下させた事故」が規定されていますが、「品質の低下」の定義が明確でないため、事業者によって報告するレベルが異なり、最終的にはユーザに混乱を招く恐れがあることからその基準を明確に定義すべきと考えます。

なお、基準の明確化にあたっては、対象サービスや各事業者の設備構成等によって様々なケースが想定されることから、事業者の意見を広く求めた上で、慎重に決定すべきと考えます。

### 2. 定期的な事項報告の制度化について

電気通信事業報告規則改正案において第7条の2(事故発生状況の報告)が新たに規定され、毎四半期経過後一定の要件に該当する事故の発生状況について総務大臣に提出することとなっていますが、以下のとおりその該当要件が明確でなく、事業者によって報告するレベルが異なり、最終的にはユーザに混乱を招く恐れがあることから、その基準を明確に定義すべきと考えます。

なお、基準の明確化にあたっては、対象サービスや各事業者の設備構成等によって様々なケースが想定されることから、事業者の意見を広く求めた上で、慎重に決定すべきと考えます。

- ・第一項イ及びロにおいて「品質の低下を受けた事故」が規定されていますが、「品質の低下」の定義が明確でないため、その基準を明確に定義すべきと考えます。
- ・第一項イにおいて、「・・・利用者の数が三万人以上のもの」と規定されていますが、報告すべき対象事故を明確にし、事故の影響度を明確にするために報告すべき対象事故に一定の時間等の基準を明確に定義すべきと考えます。
- ・第一項ロにおいて、「・・・品質の低下を受けた時間が二時間以上のもの」と規定されていますが、報告すべき対象事故を明確にし、事故の影響度を明確にするために報告すべき対象事故について一定の加入者数等の基準を設定すべきと考えます。
- ・第二項において、「電気通信設備以外の設備の故障により電気通信役務の提供に支障をきたした事故」が規定されていますが、例えば加入登録システムの故障によって新規加入の受付が停止した場合等も本条項に該当するかどうか等、その基準が明確ではないため、その基準を明確に定義すべきと考えます。

以上